

## 瑞々しい夏野菜&トマトカレーの缶詰は お勧めですよ〜♪



内海彰雄さん（京都市山科区）は、うつみ農園の3代目で2015年4月に就農。大学卒業後、商社勤務では経営ノウハウを学び、その後更に滋賀県立農業大学校に入学されて栽培技術を学び、後継者としての力をつけてきました。

現在はハウスでトマト、キュウリ、イチゴ、ナスなど果菜類を中心に栽培するほか、露地も含めると年間60品目の野菜を手がけており、スーパーや居酒屋チェーンなどと取引しています。また、自家産野菜をカレーに加工するなど、積極的に6次産業化に取り組み、若手農業者の牽引役として、今後の活躍が期待されます。



# 御存知ですか

# こんな情報



## スマート農業

～新たな次世代農業の展開・支援～



ラジコン式無人草刈機実演会

近年農業の生産において担い手不足等が大きな課題となっています。その対策のひとつとして、全国的にロボット技術やICT（情報通信技術）などを導入した「スマート農業」の普及が進められています。京都府では、今年度から「スマート農業推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、技術開発や普及支援策の検討などを進めています。また、水稻での全行程をスマート化した実証実験も行っており、実用化に向け官民一体で取り組まれています。

一方、都市農業においては、地域の状況や経営規模に応じた機械導入等が想定されます。例えば、畦畔での自動草刈機や施設での室温や湿度等をコントロールする自動環境制御システム、また、露地野菜では、間引きや収穫作業などの負担軽減にパワーアシストスーツの利用等が見込まれます。

## 改めて自身の農業経営の見直しを

～GAP (Good Agricultural Practice)～



誰にでもわかるよう清掃のポイントを掲示

GAPとは、現在行っている農業経営の危険な点や良くない点を見つけ、改善していくことで、より良い農業経営を実現する取り組みです。

GAPを実施することで、従業員や作業者の自主性向上、販売先への信頼確保、不要な在庫の削減等、経営改善に効果があります。

GAPの取組みを大まかに言うと、まず、①食品安全、②環境保全、③労働安全、④人権保護、⑤農業経営管理 という観点から農業経営を見つめ直し、「今のままだと、いつか事故やクレームが発生するかもしれない」という問題点を探します。(例：農作業事故や異物混入等)

そして、その問題点について必要な対策や問題が発生しなくなる仕組みを考え、それを実行し、取組んだ内容を記録・点検し、これらを繰り返して継続的に改善をしていくものです。



農業保管庫では、粉剤を上、液剤を下に配置

## 秋冬期の獣害対策がとても重要

～野生動物に餌を与えない取組を進めましょう！～

京都府では、農作物被害の減少に向け、これまで「捕獲」と「防除」の両輪で対策を実施しており、平成30年度の被害額は約2億7千万円となり5年間で概ね半減しましたが、農家の方々の喪失感は依然として大きなものがあります。

近年は、サルやアライグマの他、シカやイノシシまでもが市街地に出没し、生活環境への影響も深刻になってきました。生息数を減らすためには山で餌が少なくなる冬場にこそ、餌となるようなものを与えないようにし、繁殖力を下げることが効果的です。



民家に潜むアライグマ



フェンスにたたずむサル

- 都市部にも確実に広がってきています。まずは、次の取組から始めましょう。
- 野菜の収穫残渣(ざんさ)は、土にすき込んで、エサにしない。
  - 生ゴミはコンポストで堆肥化するなど、放置しない。
  - 稲刈り後に生えてくる「ひこばえ」は、耕耘してエサにしない。
  - 収穫しない木の実(柿や栗など)を放置しない。

## 援農マッチング事業

～農家と農業を応援！！～

農村地域では、高齢化や過疎化の影響により、野菜の定植期、果物やお茶の収穫期などの繁忙期に必要な人材の確保が困難となり、農業の継続が難しくなる状況が生じています。

そこで、京都府では、「農業に興味がある」、「農業者の力になりたい」という方を「京都援農隊」として募集・登録し、人手を必要とする農業者とマッチングする取組を行っています。



たけのこ園の土入れ作業

- 京都乙訓普及センター管内での援農事例には
- 水稻自動は種機による播種時の機械補助作業
  - 柿のせん定時の枝の片付け作業
  - たけのこ園のわら敷き作業、土入れ作業
  - 花菜の収穫作業
- などがあります。



水稻は種時の機械補助作業



花菜の収穫作業

## 農業応援隊って何？

～農業者のステップアップを多方面から支援します～

平成27年度に府内を5ブロックに分けて、農業・商工関係の京都府職員や団体職員など、幅広い機関が構成員\*として発足しました。

京都乙訓地域農業応援隊では、特色ある経営を目指す農業者、大規模経営を目標に経営革新・経営向上に取り組む農業



農家を囲んで経営相談

者、6次産業化や農商工連携など経営の多角化を計画する農業者など、農業者の状況に合わせて丁寧に支援しています。

近年では、農業生産技術向上に加えて、商談会への出展に向けた情報提供や個別支援、販路開拓のための勉強会への支援、雇用の導入や法人化に向けた個別相談などを行っています。

積極的な取組を考えておられる方は一度普及センターへ御相談ください。

### \*京都乙訓地域農業応援隊構成機関

- 隊長：京都乙訓農業改良普及センター所長  
 隊員：京都市・向日市・長岡京市・大山崎町各市町及び商工会議所・商工会、JA京都市、JA京都中央、JA京都京北支店、乙訓農商工連携推進協議会、京都府農業会議、山城家畜保健衛生所、近畿農政局京都支局、京都府農林水産部(農産課、農業改良普及センター)

# 地域で大活躍

# 「頼れる農業士さん」

山本 哲郎さん  
(伏見区)

伏見区下鳥羽で青年農業士をされている山本哲郎さん。大学を卒業後、アメリカに渡り海外で農業研修をされました。代々の農家ということもあり、帰国後に就農し今年で12年目を迎えられます。

現在はお両親と共に、周年栽培の九条ねぎを主として、夏場はハウスでトマト、冬場は露地でキャベツやほうれん草を栽培し、市場を中心に出荷されています。

特にトマトについてはこだわりを持って栽培し、現在、「ハ七哲」と自分の名前をデザインした箱に入れて出荷されています。市場で名前を認めてもらい、味で勝負できるような力を入れて栽培していきたいとおっしゃっていました。

「今後、周年で栽培しているネギに代わる品目も検討しながら、色々勉強していきたい。」「市場で評価されるよう頑張っていきたい!!」と意欲的に話されていました。



## パイプハウス被災防止について

京都府では「園芸用ハウス被害防止対策マニュアル」を作成しましたので、被害防止や軽減対策方法について、ポイントをお知らせします。

### 【台風対策のポイント】

#### ①パイプハウスの耐風速の目安について

パイプハウス径により、耐風速が異なるため、所有するパイプハウスの耐風速や今後の台風補強の目安となります。(表)

#### ②パイプハウスの補強による耐風速のアップについて

補強方法(タイバー補強、X型補強)により、表の耐風速値よりも1.2~1.3倍アップします。(図)

#### ③補強では対応できない風速が予想されるときについて

およそ最大瞬間風速26~32m/s以上の暴風警報が出され、パイプハウスの倒壊防止が困難なときは、緊急の損害防止処置でビニールの引き落としや切除等を行うことも必要です。

なお、マニュアルは、京都府のホームページから入手できます。  
(<http://www.pref.kyoto.jp/nosan/news/engeihousetaisaku.html>)

### 【園芸施設共済】

台風等によるパイプハウスなどの被害に対して、園芸施設共済からの被害補償制度があります。加入要件や掛け金等については、共済組合支所にお問い合わせください。

○連絡先 京都市在住の方：京都支所 (TEL0771-63-2951) 乙訓地域在住の方：山城支所 (TEL0774-62-8611)

表 パイプ径の違いによる耐風速の違い

アーチパイプ 普通鋼管 (215N/mm <sup>2</sup> )	φ22.2 ×1.2	φ25.4 ×1.2	φ31.8 ×1.6
最大瞬間風速	22m/s	27m/s	35m/s

※間口6.0m、アーチパイプピッチ50cmでの耐風速値  
H25.2鳥取県農業気象協議会(鳥取県農林水産部総合研究所編)、SRGタカミヤ資料より

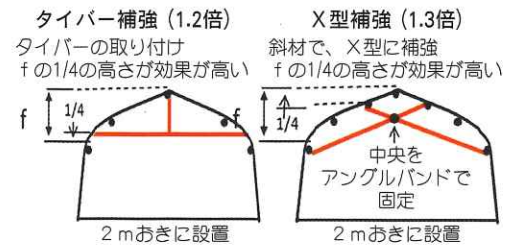


図 タイバー、X型補強

## 営農を続ける方は「特定生産緑地」の指定を!

生産緑地を所有されている皆様へ

都市の農地を保全し、緑・農が共生するまちづくりを推進するため、生産緑地法が改正され、「特定生産緑地」制度が創設されました。

### ●30年経過する前に手続きを!

生産緑地は、指定から30年経過後、いつでも買取り申出(指定の解除)が可能となり、買取り申出の期限を10年ごとに延長する「特定生産緑地」の指定を受けない限り、現在適用されている税の優遇措置がなくなります。

引き続き、固定資産税や相続発生時に相続税納税猶予の特例適用を受けるためには、生産緑地指定から30年が経過する前に「特定生産緑地」の指定を受ける必要があります【右表を参照】。

### ●生産緑地の貸借が可能になりました!

併せて、都市農地貸借円滑化法が施行され、相続税納税猶予を受けながら生産緑地を貸借することが可能になりました。これにより、担い手に生産緑地を貸して、大切な農地を残せるようになりました。

表 特定生産緑地の指定の効果

特定生産緑地の指定 受ける場合	固定資産税 農地課税	相続税の納税猶予 あり
受けない場合	宅地並み課税 (5年間で段階的に移行)	なし (現世代の納税猶予のみ終身営農で免除)

提供：京都府農業会議  
☎ 075-441-3660

## 発行 京都府京都乙訓農業改良普及センター

〒615-0846 京都市右京区西京極徳大寺団子田町15 TEL 075-315-2906 FAX 075-315-2909  
mail: kyoto-nokai@pref.kyoto.lg.jp HP: <http://www.pref.kyoto.jp/kyootokuni-f/index.html>



QRコード